

□□□□□□□□□□□□□□□□□□ 2023□□□

(vol.300) □□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□

A horizontal number line with 21 tick marks, labeled from 0 to 20. The tick mark for 15 is highlighted with a thicker line.

[illegible]

[9]

[illegible]

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□2023□□(vol.300)□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□ 2023□□□
(vol.298) □□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

[illegible]

[7]

[illegible]

JSP0

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

2023 (vol.298)

2022

(vol. 296)

2022 (vol.296)

□ □

[5]

679

[illegible]

2022 (vol.296)

2022

(vol. 55)

50

□□□□□□□□□□ 2022□□□(vol.55)□□□□□

JSP0 日本スポーツ振興センター Sport Japan 2022 1 2 (vol.59) 日本 スポーツ振興センター

[JSP0 日本スポーツ振興センター Sport Japan 2022 1 2 \(vol.59\) 日本](#)

日本スポーツ振興センター 11

[Sport Japan 2022 1 2 \(vol.59\) 日本スポーツ振興センター](#)

日本スポーツ振興センター 2017 10 2 日本スポーツ振興センター

[日本スポーツ振興センター 2017 10 2 日本スポーツ振興センター TOKYO web](#)

日本スポーツ振興センター

□□□□2017□(□□29□)6□11□(□)□

□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

私が賛成する最大の理由は、国際組織犯罪防止条約を批准するために、国内で担保する法を整備する必要があるから。条約上、は犯罪の犯罪担

織参加罪を設けることになつてゐる。この条約は20000年に探検され、現在1874年に批准している。国連加盟國に批准してゐないのは、南スーダンやソマリアなど2カ國だけ。その中に日本が入つてゐないのか。

この条約は、元々はテロとは直接関係がなく、マネーロンダリングなどの組織犯罪対策が中心。しかしながら、01年の9・11事件以降、テロ

資金は国際社会の中で大きな問題となっている。最近の

テロ組織は組織犯罪と同じような資金源活動を行っている。アルカイダは麻薬取引で資金を得ていたし、過激派組織「イスラーム国」(IS)も石油の密輸出に関わっている。これらには「この条約が有効。批准していないがゆえに日本がルーブホール抜かた」になる可能性があり、国際的な信頼性と日本の金融機関の評価にも関わる問題である。

今回の法案は準備行為、犯罪組織に限定、対象犯罪を絞

共政策調査会研究センター長
板橋 功さん



などの一定の値止めは掛けられていない。乱用の危険性を指摘する声もあるが、強制捜査には裁判所の令状が必要であり、警察が勝手に捜査できるわけではない。また、戦前

公共政策調査会研究センター長
板橋 功さん



いたばし・いさお 1959年栃木県生まれ。公益財団法人公共政策調査会研究センター長。武蔵野大学客員教授、国士舘大学非常勤講師。専門はテロ問題。

民に分かるやすく説明する必要がある。テロ対策などは国民の自由や権利を制限する側面があり、国民の理解が不可欠。常に自由と安全のバランスを考えながら議論しないといいない。

15年1、2月のISによる邦人殺害以降、ISは機関誌などで日本を標的と名指ししている。機関誌はオンライン上、世界中のテロリストやシンパが見る。日本は20年東京五輪に向けて庄重的にプレゼンスが上昇する時期を迎える。テロの脅威度はずっと上昇し続け、少なくとも20年までは下がらない。共謀罪とともにテロ対策はテロ対策として、じつかりやむを得ないはず。

(闘き手・勝負直)

共謀罪 わたしの視点

「共謀」の成立で一番危惧していることは、市民活動による自然や平和をするための話し合いが、「犯罪」にされる恐れがあり、社会が萎縮効果が生ずることだ。

政府は一般人を対象にしないとしているが、法案に定める準備行為の境界線は非常にあいまい。捜査機関に当たるといふかは捜査機関が判断し、市民には事前に明示されない。つまり、何をしたら罪に問われ、どの程度の罰が課せられるかの事案も進まない。『身の危険を感じたら一〇〇番して』と伝えていたことも明らかに。法案が成立すれば、抗議現場に駆け付けた警察が組織的威力業務妨害容疑容疑で逮捕し、活動を抑圧する恐れもある。

されることが示さなければいけ
ない罪刑法定主義の明確性の
原則に反する。市民は仲間と
抗議活動を行うことさえ、た
めらってしまう。

市民活動の抑圧危惧

埼玉弁護士会
伊須 慎一郎さん



いす・しんいちろう 1970年愛媛県生まれ。2002年に埼玉弁護士会登録、同会の憲法改正問題対策本部メンバー。「安保法制違憲国賠訴訟」などを担当。

市民活動への不当な介入が行われ、市民の思想・良心、プライバシーが広範に侵害されることになってしまっている。例え

政府の法案には明確に自首規定が定められている。

は、労働組合や市民活動の
に送り込まれたスパイが、情
報収集して警察に自置するた
め、刑が免除される。そのため、
グループ内は疑心暗鬼にな
る。集会・結社の自由は侵害
され、市民活動に弊害をもた
らす。

現在も政治権力なごに對し
て意見を言にくい社会にな
っている。共謀罪が成立した
ら、市民はますます萎縮し、
自由な民主主義社会の基盤と
なる多様な意見が社会に流通
しなくなる。憲法違反の疑い
が強い共謀罪を国会で强行採
決することは断じて許さな
い。今は憲法が生きている。
萎縮せずに反対の声を上げて
いくことが民主主義を守るこ
とにつながる。

(開掌・岩崎歩)